

# 麻薬を取扱う方へ

**法令を守り、適切に管理しましょう！**



麻薬施用者  
免許は持っていますか？

受け払いは、  
管理帳簿に記  
録しましょう

麻薬は専用の  
金庫に保管  
しましょう

麻薬廃棄は、  
県の麻薬担当  
職員の立会い  
が必要です！

施用した時は  
カルテに記録  
しましょう

免許証の記載  
事項変更や、  
業務廃止の  
手続きは  
窓口で！

**紛失・盗難などの事故がおきたら、すぐに窓口に連絡を！**

詳しくは

「病院・診療所における麻薬管理マニュアル」

(厚生労働省医薬食品局監視指導麻薬対策課作成)

宮城県保健福祉部薬務課のホームページに掲載しております。

(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/mayaku-top.html>)

**事業所住所を管轄する窓口へご連絡ください！！**

## 【窓口のご案内】

保健福祉部薬務課監視麻薬班	TEL 022-211-2653
仙南保健所獣疫薬事班	TEL 0224-53-3119
塩釜保健所食品薬事班	TEL 022-363-5505
塩釜保健所岩沼支所食品薬事班	TEL 0223-22-6294
塩釜保健所黒川支所食品薬事班	TEL 022-358-1111
大崎保健所獣疫薬事班	TEL 0229-87-8001
大崎保健所栗原支所食品薬事班	TEL 0228-22-2115
石巻保健所獣疫薬事班	TEL 0225-95-1475
石巻保健所登米支所食品薬事班	TEL 0220-22-6120
気仙沼保健所食品薬事班	TEL 0226-22-6615





# 麻薬の取扱い Q&A



## Q 1 麻薬を使ったら記録が必要なの？

A 1 **必ず記録しましょう。**麻薬の受払いは麻薬管理帳簿に、治療等への施用はカルテに記録しましょう。

## Q 2 麻薬診療施設を移転（又は開設者を変更）します

A 2 **移転（又は開設者を変更）する約1ヶ月前までに管轄の窓口へご相談ください。**移転に伴う麻薬の免許（施用者・管理者）と所有する麻薬に関する手続きが必要です。

## Q 3 麻薬を施用する医師が複数になる予定です。

A 3 知事の免許を受けた**麻薬管理者を設置しなければ、麻薬を施用できなくなります。**事前に管轄の窓口へご相談ください。

## Q 4 麻薬はどこに保管すればいいの？

A 4 **麻薬診療施設内（自宅は不可）の鍵のかかる麻薬専用の堅固な設備に保管してください。**ロッカーや机の引き出しではなく、固定式または重量式の簡単に持ち運びできない金庫を使用してください。

## Q 5 他の診療施設と麻薬の貸し借りしてもいいですか？

A 5 **絶対に行わないでください！**たとえ開設者が同じであっても、他の麻薬診療施設に麻薬を譲渡・譲受することはできません。